

令和7年度運動・スポーツ習慣化促進事業（Q&A）

| 質問No. | 質問項目   | 質問  | 回答  | 回答日  |
|-------|--------|---|---|------|
| 1     | 経費計上方法 | 年に1度イベント（マラソン大会）を実施しており、そこに付随して、大会前に教室等を2回ほど実施しているが、これは1回限りのイベントとして、補助対象外でしょうか。               | ご質問のイベント等が、補助事業期間終了後の取組継続という本事業の目的や、地方公共団体が掲げる事業目標の達成に必要な取組であれば、補助対象として差支えありません。  | 6月4日 |
| 2     | 経費計上方法 | 別の補助金を受領している場合は問題ないですか。   | 一概にお答えできませんが、国の補助金を同一事業内容に併用することは出来ません。ただし、事業内容を明確に切り分け可能であれば、それぞれ別の補助金の活用も可能になることもあり得ます。なお、各自治体の負担金等については、事業計画書の中で事業収支予算書を作成いただきますが、具体的には、事業計画書を提出いただいた際に、内容を確認させていただきます。              | 6月4日 |
| 3     | 記載方法   | 既に事業を開始（本補助事業を活用予定の前提）している場合、交付内定前の実施内容について、申請書へ記載、補助対象外経費として記載した方が良いか。また、内定前に契約することは可能でしょうか。 | 既に実施済みの取組についても、本事業と同一事業であれば申請書へ記載してください。その際、実施済みの事業に要した費用については、補助対象外経費に記載ください。なお、原則として内定前の事業着手はお認めしておりませんが、例えば、年間契約が必要などの特段の事情があれば補助対象経費として認められることもありますので、具体的には、事業計画書の提出時等に担当まで御相談ください。 | 6月4日 |
| 4     | 経費計上方法 | 18歳以上を対象とする事業は補助対象外になりますか。  | 20歳以上の方が主たるターゲットに設定されていれば、18歳や19歳、もしくは子供が参加する取組も補助対象となります。  | 6月4日 |
| 5     | 事業実施方法 | 複数年度（最大3年間）の補助事業期間とした場合について、同内容を3年間実施できるという理解でしょうか。または昨年度の公募要領のように、類似する事業は認められないのでしょうか。       | 補助事業期間終了後の取組継続という本事業の目的や、自治体が掲げる事業目標の達成に必要な取組であれば、同内容を複数年度実施することに関して特段の制約はありません。  | 6月4日 |
| 6     | 経費計上方法 | 運動教室の開催にあたり、安価なトレーニング機器（ダンベル等）の購入は対象経費として認められますか。   | 備品（10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの）や備品基準額未満であってもパソコン、デジタルカメラ、USBメモリー等は購入できませんが、記載要領P9のとおり、事業の実施に直接必要となる消耗品は購入可能です。   | 6月4日 |
| 7     | 経費計上方法 | アプリの開発に係る経費は補助対象になりませんが、既存のシステム（アプリ）の利用料は補助対象になりますか。  | 既存のアプリの利用料は補助対象となります。   | 6月4日 |
| 8     | その他    | 補助金額について、交付申請額＝内示額になりますか。   | 基本的には、申請いただいた補助対象経費に対し10割補助とすることを予定しておりますが、審査の結果により、10割未満の補助となることもあります。   | 6月4日 |
| 9     | その他    | 主たるターゲットは20歳以上とありますが、18歳以上ではないのは何故ですか。  | 第3期スポーツ基本計画において成人を20歳以上としているため、本事業においても同様の設定としています。   | 6月4日 |
| 10    | その他    | 複数年度事業が採択された場合、初年度で予算が余った場合は、翌年度以降に繰り越すことができますか。  | 複数年度に渡り事業を実施する場合でも、額の確定等の手続きは毎年度行う必要があるため、繰り越しは認められません。   | 6月4日 |

|    |        |  |  |      |
|----|--------|--|--|------|
| 11 | その他    | 過去に採択されている場合、今年度は何年目とカウントされますか。  | 過去に採択されていた場合でも、今年度を初年度としてカウントします。<br>したがって、R5年度、R6年度採択を受けている事業を改めて3年間の計画で申請する事は可能ですが、同じメニューで申請される場合は事業計画書P12「16.(3) 過年度の本事業の成果と継続又は再度申請の意義等」に記載が必要となります。<br>なお、制度設計の変更に伴い、今年度以降採択された地方公共団体は、当該補助事業期間終了後に新たな取組内容を行う場合であっても、再度の申請は不可とすることを予定しています。 | 6月4日 |
| 12 | 記載方法   | 事業概要では、「官学連携」と「複数の地方公共団体の連携・協働」は選択事項と記載されていますが、留意事項・記載要領では特に加点にあたる記載がなく、今年度の様式では記載欄がなくなっていますが、どのような取り扱いになりますか。   | 事業概要の「追加実施事項【選択事項】」にある「官学連携」、「複数の地方公共団体の連携・協働」については、今年度の評価方法の見直しに伴い加点項目とはしておりませんが、上記の体制整備も本事業の評価項目となりますので、事業計画書内の取組内容として記載してください。  | 6月4日 |
| 13 | 事業実施方法 | 複数年度採択を受けた場合、初年度に選択したA～Eの取組（働く世代、女性…など）を2年目に変更することは可能でしょうか。また、2年目以降の計画内容が変更した場合は、どのような対応を想定されているでしょうか。   | 変更内容が定かでないため、一概には回答できませんが、原則として技術審査会で承認を受けた事業内容を行っていただくことを想定しております。<br>なお、計画内容に変更が生じる場合には事前に担当まで相談ください。  | 6月4日 |
| 14 | 記載方法   | 3年計画において自治体の多くの対象者へ事業を展開したいと考えた場合、1～2年目を働き世代、3年目を女性にフォーカスするなど、対象者を変えて申請することは可能でしょうか。またその場合、2年目、3年目のターゲットを事業計画書のどこに記載すればよいでしょうか。  | 制度設計の変更に伴い、取組内容毎に予算額を設定していることや、今年度以降採択された地方公共団体は、当該補助事業期間終了後に新たな取組内容を行う場合であっても、再度の申請は不可とすることを予定（Q11参照）していることから、複数年度申請の場合であっても主たる取組を継続して実施いただくことを予定しています。<br>なお、主たる取組の効果を高める取組として、従たる取組を行うことは可能ですので、そうした取組方法も検討してください。                            | 6月4日 |
| 15 | 記載方法   | 事業計画書P5（2）取組内容において、従たる取組内容については「④具体的な取組方法」中に取組内容を記載してほしいとありました。例えば、「ウォーキング（医療連携）」と「親子でのスポーツ（働く世代）」を実施予定で、（2）取組内容の②選択事項でC（医療連携）を選択した場合、親子でのスポーツを医療連携と想定していないときは、④取組内容には「親子でのスポーツ」は記載できないのでしょうか。 | 他の選択必須項目の取組内容については、主たる取組の効果を高める取組内容であれば記載ください。<br>記載する場合は、記載要領P9のとおり、その部分に下線を付してください。  | 6月4日 |
| 16 | その他    | 活動期間を8月から来年1月までとしていることから、開始前の7月には事業評価用として「事前アンケート」を行う予定です。評価をするための詳細な質問内容については、内定交付時に周知されるということですが、事前に提供いただくことは可能でしょうか。  | 事前アンケートは、交付内定の際に周知いたします。アンケートが事前実施に間に合わない場合は、交付内定後にアンケートを実施してください。アンケートの評価時期に関しては、記載要領P12のとおり、できる限り3か月以上空けて前後の評価をするよう計画してください。   | 6月4日 |
| 17 | 事業実施方法 | 「事業計画書」に記載する「16. 事業成果目標及び評価方法」については、本事業の参加者の前後について評価する形でよろしいでしょうか。   | 事業計画書P10「16. 事業成果目標及び評価方法」（1）イ、ウについては、本事業の参加者の前後の目標値を記載ください。   | 6月4日 |

|    |        |  |   |      |
|----|--------|--|---|------|
| 18 | 経費計上方法 | 実施計画書中の経費計上に際して、1人当たりの単価×想定参加人数で積算しようと考えているが、事業を実施した結果、想定参加人数に達しなかった場合、費用の返還が必要になりますか。 | 計画と実施結果に差が生じた場合であってもそれだけを以って返還する必要はありませんが、額の確定の際、実績に応じて費用が支払われます。   | 6月4日 |
| 19 | 記載方法   | 申請書において、補足資料（ポンチ絵等）の提出が認められますか。また、申請書に図表等を挿入することは可能ですか。                                | 事業計画書のP2に記載のとおり、別紙として本事業の取組の全体像が分かる、全体のビジョン等をビジュアル化した補足資料（1枚）の提出は可能です。<br>また、申請書中に図表等を入れることも可能です。   | 6月4日 |
| 20 | 事業実施方法 | 地域のスポーツ施設との連携を考えており、当該スポーツ施設に委託した経費の一部をシステム利用料等として更に外部に委託（再委託）することは可能ですか。              | 本事業として、再委託等について特段の制約はありません。一方で、地方公共団体には事業実施主体として経費を含む事業実施について適切な管理を行っていただく必要がありますので、この点を踏まえて必要性を判断してください。   | 6月4日 |
| 21 | 事業実施方法 | 3か年の事業計画で申請した場合に、2～3年目に実施する事業に何等かの新たな取組を行う必要がありますか。                                    | 補助事業期間終了後の取組継続という本事業の目的の達成が見込まれるのであれば、毎年度新たな取組を行うことは必須ではありません。  | 6月4日 |
| 22 | 事業実施方法 | 交付決定が9月とのことで初年度は事業期間が約半年だが、この期間での補助上限額が100%になるのでしょうか。                                  | ご認識のとおり。したがって2年目は、4月～3月までで初年度の80%、3年目については同期間で初年度の50%というように経費を積算いただくこととなります。  | 6月4日 |
| 23 | 事業実施方法 | 本事業経費の全額を1つの事業者を支払うことはできないのでしょうか。  | 補助事業期間終了後の取組継続という本事業の目的に鑑みて、事業経費の全額を民間事業者に委託することは想定していません。  | 6月4日 |
| 24 | 経費計上方法 | 他の補助は併用できないとあるが、7月下旬内定、8月頃から補助対象として認められるため、7月までの事業にかかる経費として、他の補助金を利用することは可能ですか。        | 利用を予定している補助金が、本事業の趣旨にも合致しており、交付決定等を受けているのであれば問題ないと考えます。   | 6月4日 |
| 25 | 資源マップ  | 資源マップについて、HP上での公開を検討しています。HPの改修は補助対象経費として認められませんが、資源マップの作成は紙媒体の作成に限られますか。              | 資源マップを作成する際の媒体に特段の制約はありませんので、各地方公共団体における活用方法に応じて判断してください。なお、電子媒体で作成する場合、公表のためのHP改修費を事業経費として計上することは想定していません。   | 6月4日 |
| 26 | 経費計上方法 | 補助事業の経費間の流用は出来ますか。   | 経費の流用について、交付要項8条に記載のとおり総額の20%以内であれば可能ですが、それを超える場合は計画変更手続きが必要になります。<br>なお、経費の流用についてのルールは上記のとおりですが、事業の趣旨・目的の内容が変わらないか等の観点もありますので、事前に御相談ください。                                  | 6月4日 |
| 27 | 社会保障費  | 社会保障費について、評価指標はレセプトに限られますか。  | 社会保障費で3か年事業に申請される場合は、社会保障費の額の提出が必須になります。1年事業、2年事業については、必須ではありませんが、可能な限り提出をお願いします。事業開始後1、2年では社会保障費適性化効果が現れにくい場合があるため、資料にも記載があるウェルビーイングやQOL、歩数等の変化から類推される社会保障費の軽減額とすることも可能です。 | 6月4日 |

|    |        |  |  |      |
|----|--------|--|--|------|
| 28 | 体制整備   | 医療関係者の範囲を教えてください。  | 医師や看護師、医療機関に勤めている専門的な知識を有している方や、医師会に所属している者、大学教員等を想定しております。  | 6月4日 |
| 29 | 事業実施方法 | 資源マップの作成と社会保障費の検証について、いずれか又は両方を必ず実施しなければならないのでしょうか。  | お示しのあった項目は、「選択項目」であり、実施は必須ではありません。   | 6月4日 |
| 30 | その他    | 一定期間のプログラムを修了した参加者に、プログラム参加の際に貸与した物品を提供することは可能ですか。   | 金額の多寡を問わず参加者個人に対して物品を提供することは、本事業で禁止する「インセンティブ」に該当するため、当該物品を補助対象経費とすることは不可となります。ただし、地方公共団体の自己財源により購入した物品を参加者に提供することは可能です。                                   | 6月4日 |
| 31 | 体制整備   | 体制整備に関して、部局横断的部署の参画は必須か。また、連携・協働の定義を教えてください。   | 部局横断的部署の事業への参画は必須です。また、連携・協働の在り方としては単なる部局間の情報提供等に留まらず、当該地方公共団体が組織する実行委員会への構成員としての参画等、具体的な連携・協働を想定しています。  | 6月4日 |
| 32 | 社会保障費  | 医療費評価できるのは、国民保健、後期高齢者医療保険だと思いますが、社会保障料についてどのように評価しますか。   | ガイドライン等で示しているのは、あくまでも国民保険、後期高齢者の医療情報・介護情報（KDBシステム）が基になっています。ただし、社会保障料の評価を行うことを妨げるものではございません。   | 6月4日 |
| 33 | 社会保障費  | 昨年も介護予防を目的とした地域における運動スポーツの習慣化の取組を行っており、医療費等の観察期間は3年以上継続することが望ましいとありますが、スタートの1年目として昨年度のデータを使用する事は可能ですか。 | 過去の該当の事業に参加された方のデータを使用する事は問題ありません。   | 6月4日 |
| 34 | 社会保障費  | 社会保障費について3ヵ年計画を考えており、実績報告提出時に前年度と終了後の数値を記載とありますが、R7年度の実績報告時に提出するという事か。それとも3年後ということでしょうか。               | 3ヵ年事業であれば採択年度の前年度（令和6年度）と最終年度（令和9年度）の結果を提出することを必須としている。なお、毎年度提出することを妨げるものではございません。   | 6月4日 |
| 35 | 記載方法   | 取組内容や実施スケジュールは2年目、3年目についても記載するという事ですか。   | ご認識のとおり。事業期間終了後に自らの取組として事業を継続していくにあたり、3ヵ年の事業期間の全体計画や各年度の取組内容を審査委員に確認いただくことを想定しています。<br>また、2年目、3年目の事業開始前に、改めて翌年の事業計画書を提出いただく中で、各年度の具体的な取組内容を確認することを予定しています。 | 6月4日 |
| 36 | 体制整備   | （Q24に関連して、）地方公共団体が事業の進捗を管理した上で、主体的に委託先と一緒に事業を実施すれば、一括して業務を委託しても問題ないという理解でしょうか。                         | 金額の多寡だけで実態を把握することは困難ですが、一方で地方公共団体が主体的に本事業を実施していることを何等かの形で提示してもらうことが必要と考えています。仮に外部事業者に事業経費を一括して委託する形での申請を検討しているのであれば、こうした点に留意してください。                        | 6月4日 |

|    |        |   |   |       |
|----|--------|---|---|-------|
| 37 | 体制整備   | 企画・総務・財務等部局を実行委員会に加える趣旨・目的はなんですか。   | 補助事業期間終了後の取組継続という本事業の目的の達成のためには、首長のリーダーシップはもちろん、それを支える企画・財政・総務等の部局の部局横断する部署における本事業に対する理解が重要と考えており、そのような観点から本事業に運営主体として参画することを必須としています。                            | 6月4日  |
| 38 | 経費計上方法 | 会計年度任用職員として、理学療法士の募集をかけ、地域に出向いて幅広い世代への運動指導を実施できる職員を雇用したいと考えておりますが、スポーツ振興費補助金による負担は可能でしょうか。  | 留意事項・記載要領P14にあるとおり、臨時職員等の雇入れに係る経費は認められません。  | 6月19日 |
| 39 | 審査基準   | 加点項目の「Sports in Lifeコンソーシアム」への加盟、「スポーツエールカンパニー」の認定として加点されるための条件があればご教示いただきたい。また、該当する参加企業数×加点の合計になるのでしょうか。                               | 加点項目については、申請する地方公共団体の「Sport in Lifeコンソーシアムの加盟」、「スポーツエールカンパニーの認定」の有無によって判断することとしています。<br>したがって、連携している企業等の「Sport in Lifeコンソーシアムの加盟」、「スポーツエールカンパニーの認定」の有無は加点に影響しません。 | 6月19日 |
| 40 | 体制整備   | 企画財政部署が主担当となって申請してもよろしいでしょうか。   | 体制整備の要件を満たしていれば、申請主体となる部署に制約はありません。   | 6月19日 |
| 41 | その他    | 本補助金でおこなった事業を4年目以降も継続して行く際に、民間に委託または補助金を出して継続して実施していくことは問題ないでしょうか。4年目以降も自治体が主体となり継続していかないといけないでしょうか。                                    | 補助事業期間終了後の事業の継続方法について特段の制約はありません。本補助事業実施によるノウハウや知見が適切に反映され、運動・スポーツの習慣化を通じた地域住民の健康増進という本事業の目的が達成されるよう、各地方公共団体の状況に応じて適切な方法を選択してください。                                | 6月19日 |
| 42 | 体制整備   | 事業実施体制の整備について、「実行委員会等」とあるが、実行委員会という名称ではなく、他の名称でも問題ないでしょうか。  | 実行委員会の名称については、体制整備の要件を満たしていれば他の名称でも問題ありません。   | 6月19日 |
| 43 | 事業実施方法 | 事業期間を複数年度で計画している場合、2年目以降の総事業費自体を縮小することは可能でしょうか。仮に総事業費を1年目1,000万円、2年目800万円、3年目500万円として計画した場合に、各年度1,000万円、800万円、500万円の補助額を受け取ることが可能でしょうか。 | 説明会資料P13にもお示ししているとおり、スポーツ庁としては補助額の逓減に伴い、2年目以降の事業規模自体を圧縮していくことは想定していません。地方公共団体がそうした計画を策定し申請すること自体は否定しませんが、上記のスポーツ庁の考え方を踏まえた審査が行われる点にご留意ください。                       | 6月19日 |
| 44 | 記載方法   | 事業計画の作成にあたり、事業の委託を予定している場合、見積書の提出が必要でしょうか。  | 申請時点での見積書の提出は必須ではありません。<br>なお、内定後の交付申請書提出時には、事業の外部委託に関する根拠資料として見積書等の書類を提出いただく必要がありますのでご注意ください。  | 6月19日 |